

# 西多摩医師会報

第196号 平成元年4月



昭和63年度定時総会

## 目 次

	頁		頁
1. 「医療懇」開催 総務部 .....	2	9. お知らせ .....	11
2. 理事会報告 総務部 .....	3	10. 学術 つつが虫病の検査方法 林 實	12
3. MMRについて 林 實 .....	4	11. 文芸 「四月の出足」小泉新策 .....	14
4. 昭和63年度地区医師会 調査研究発表会開催 大嶽栄二 ..	5	12. 健康診査の事後措置の把握について 松原 貞一 .....	14
5. 東京都医師会学校医会 第13回学校医大会講演 道又正達	6	13. お知らせ .....	14
6. 改正労働安全衛生法 井村進一 .....	10	14. ブロックだより 保健福祉サービス調整会議 横田卓史	15
7. 地区医師会経理担当連絡会 大嶽栄二	10	東部ブロック会開催 .....	15
8. 医師と救急隊員の初の「救急症例研究会」 西多摩地区救急業務連絡協議会 ..	11	15. 医師会日誌 .....	16
		16. あとがき .....	17

## 西多摩地区医療懇話会「医療懇」開催さる

昭和63年度もいよいよ年度末をむかえ各自治体、医師会共に多忙な時期ではあったが、平成元年3月4日青梅市「四季楽園」において、恒例の西多摩地区各自治体首長と西多摩医師会執行部との間で行われる「医療懇」が開催された。会には自治体側より田辺青梅市長、石川福生市長、白井秋川市長、井上羽村町長、田中五日市町長、佐久間奥多摩町長、長沢瑞穂助役、森田日の出収入役、中村檜原村長、事務担当者。医師会側より西村会長、大塚、松原副会長、理事、監事、事務長が出席した。

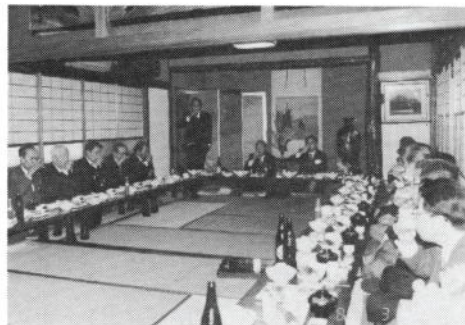
今回は医師会側の当番であり、足立総務部長の司会により会は進行した。

西村医師会長挨拶

要旨「ご多忙のところをご出席いただき有難うございます。難かしい話については推進協でやることにして、本日の懇談会は懇親ということで行きたいと思う。たゞこのことだけは申し上げておきたい。東京都保健医療計画が公示された。我々の希望する形の医療計画が施行されるようである。ご協力をいただいた関係者の方々に深く感謝を申し上げる。この医療計画の中に定められている公私病院、病院と診療所の役割分担及び連携。医療マンパワーの確保。救急医療体系の整備等については、各自治体のご理解とご協力を特にお願い致したい」。次いで田辺青梅市長よりのご挨拶があった。その要旨は「お招きいただき有難うございます。昭和60年12月医療法が改正され昭和61年7月18日東京都保健医療計画調査会が設置され、昭和63年7月15日報告書が提出された。これを受けて半年後の平成元年1月11日東京都より医療計画の原案が発表された。区市町村からの意見聴取後、都の医療審議会に諮問され、6項目の意見が付された上で、審議会より答申が出された。公示では、圏域の設定、必要病床数の算定がなされているが、老人病床数が一般病床数の中に入っている。

推進協が1昨年設置され、自治体を取り巻

く医療の諸問題を協議する場が出来、地域住民に良質の医療を提供することが出来るということで感謝申し上げる」。次いで佐久間奥多摩町長より、医療計画が公示されたが、これが有効適切に運営されることを希望する旨の挨拶と共に乾杯が行われた。



会は和気藹々のうちに進行し、大塚副会長の閉会の辞で幕を閉じた。



昭和64年の新しく年が明けてからは、昭和天皇の大喪の礼、リクルート疑惑、税制改革関連六法案の成立による消費税の創設、又我々開業医にとっては最も影響の大きい医業税制5段階制の改廃、東京都地域保健医療計画の公示等、大揺れにゆれ何時にもない気忙しい又暗い話題の多い年度末を迎えた折でもあった。西多摩地区においては数年来自治体、医師会相互の話し合いの場が数多く設けられている。話し合うことにより、理解が深められ、互に協力が得られるということで、この様な時期に、明るい雰囲気での懇話会が行われたことは意義あるものである。

(総務部)

## 理事会報告

### 2月定例理事会

平成元年2月21日(火) P.M. 7:30

西多摩医師会館講堂

議事録署名人 { 大堀理事  
宮川理事

#### 1 報告事項

##### (1) 都医地区医師会長協議会報告

西村会長

##### 1. 税制の改正について

日医より「医業税制早わかり」が発行されるので早目に購入して下さい。これには医業税制の改革、消費税、一人医療法人のことがよく出ている。

都医よりは、A会員に「医療と消費税」というパンフレットが近く配布される。

##### 2. 大喪の礼当日の救急体制の確保について。

##### 3. 東京都各局の事業所等における産業医推薦について

産業医は1事業所1人とし月1回は、必ず勤務すること。勤務の時間は、休憩時間を除いた時間に行うようにとの希望があった。

##### (2) 三多摩地区庶務担当理事連絡会報告

足立理事

2月17日林理事と共に出席。MMR予防接種が主な議題であった。料金については各医師会共交渉中であり、個別接種で、9,000円から10,000円が多数の模様。

##### (3) 平成元年度東京都非常勤務産業医の推薦について

井村理事

##### (4) その他

○保健所運営協議会(福生)に出席した。平成元年度より3才児健診に眼科検診が入る。

林理事

○入退会会員 — 承認 —

#### 2 協議事項

##### (1) 昭和63年度各部事業報告につき承認を求める件

足立理事

— 承認 —

##### (2) 平成元年度事業計画案につき承認を求

める件

足立理事

— 承認 —

##### (3) 平成元年度収支予算案につき承認を求める件

大塚理事

— 承認 —

##### (4) MMR予防接種料について

林理事

— 継続協議 —

##### (5) その他

##### ○医療協について

議題はMMR予防接種を提出する。

(接種年令、問診票統一の問題。料金で接種料とワクチン代金を切り離す問題。)

— 承認 —

##### ○平成元年度東京都非常勤産業医の推薦について

産業医部部长に一任

— 承認 —

(総務部)

### 3月定例理事会

平成元年3月8日(水) P.M. 7:30

西多摩医師会館講堂

議事録署名人 { 木村理事  
秋山理事

#### 1 報告事項

##### (1) 「医療協」報告

大塚副会長

3月1日秋川保健相談センターにおいて行われた。議題は医師会側よりMMR予防接種、自治体側より子宮体部癌検診が出された。MMRは実施時期4月1日より、方法は個別接種、接種年令は1才からを希望。費用は1回だけ公費負担とし技術料、ワクチン代は別個にしたい旨の希望をのべた。又問診票は各自治体にまかせる。子宮体部癌検診は各自治体共に平成元年度より行い2回目迄は公費負担とする。1回6,000円を原則とする。

##### (2) 「医療懇」報告

大塚副会長

3月4日青梅市「四季楽園」において行われた。医師会側より理事、監事、自治体側よりは、各首長が出席、西村会長、田辺青梅市長より挨拶があり今回は懇親をむねとした会であった。

##### (3) 地域医療活動推進施設連絡協議会報告

- 松原副会長  
江戸川区医師会の各種の事業を診てきた。A会員273名で、老健法にもとづく健診事業、夜間診療、胃健診、大腸ファイバースコープ、看護学校の講師等全会員でやっている。大変参考になった。
- (4) 地区医師会調査研究発表会報告  
別掲 大嶽理事
- (5) 地区医師会経理担当理事、担当職員連絡会報告 別掲 大嶽理事
- (6) 地区医師会福祉担当理事、事務長合同連絡会報告 唐橋理事
- (7) 東京都医師会学校医第13回学校医大会報告 別掲 道又理事
- (8) その他  
○公衆衛生担当理事連絡協議会  
別掲 林 理事  
○難病講演会（東京都衛生局主催）報告  
木村理事  
63年度より新たにミオトニー症候群、広範脊柱管狭窄症が難病に指定された。これについての講演会が行われ出席してきた。  
○青梅看護専門学校卒業式が3月7日行われたので出席した。 西村会長  
○入退会会員 — 承認 —  
○平成元年度東京都非常勤産業医の推薦について 井村理事

- |             |   |             |
|-------------|---|-------------|
| 東京都税事務所     | } | 吉野住雄先生      |
| 西多摩経済事務所    |   |             |
| 西多摩福祉事務所    |   |             |
| 畜産試験場       |   | 野本正嗣先生      |
| 西多摩建設事務所    |   | 山口岱三先生      |
| 誠明学園        |   | 大河原周先生      |
| 水源林事務所      |   | 平岡克彦先生      |
| 小作浄水場       |   | 松田三樹雄先生     |
|             |   | (福島大寿先生と交替) |
| 小河内貯水池管理事務所 |   |             |
|             |   | 島田 真先生      |
| 日の出福祉園      |   | 宮川栄次先生      |

— 承認 —

## 2 協議事項（フリートーキング）

- (1) 在宅難病患者訪問診療事業に関して
- (2) MMR予防接種に関して  
接種年令、ワクチン料と接種料の分離、分離した際の接種料金の問題等が話しあわれた。結論的にはMMRの問題は公衆衛生委員会に付託し、その結果を理事会にかける。又その前提として、事務を通して、市町村医師会に問題点の解答を求める。
- (3) 医療マンパワー確保の問題
- (4) 地域医療計画公示後の二次医療圏の問題に関する今後の対応。

(総務部)

## MMRワクチン接種について

(平成元年度分)

- |  |  |
|--|--|
| 1. 接種開始：4月1日<br>7月、8月は接種中止です。  | (1) 自治体がワクチンを購入する場合<br>接種料金 5,047円       |
| 2. 接種対象者：生後18ヶ月～72ヶ月<br>(但し公費で麻疹ワクチン接種を受けていないこと)                     | (2) 会員がワクチンを購入する場合(青梅市)<br>接種料金 9,980円   |
| 3. 接種料金：<br>予診接種料金 4,900円<br>ワクチン料金 4,790円<br>これに消費税3%加わり以下のようになります。 | (3) 予診のみで接種しない場合<br>2,163円               |
|  | 4. 門診表の内容については都の指導要領を追加しました。<br>(文責 林 實) |



## 昭和63年度地区医師会調査研究発表会開催さる

広報部 大嶽 栄二

2月22日(水)午後2時より東京都医師会会議室において地区医師会調査担当理事を対象とした調査研究発表会が行われた。これは地区医師会において調査研究を行って得た統計資料等を相互に発表して、各地区医師会間の連携、緊密化を図ることを目的としている。以下各演題の抄録を記載する。

## 演題

1. 欠席児童からみたインフルエンザワクチン効果について 中野区医師会 須藤 弘  
インフルエンザワクチンは、インフルエンザの流行株とワクチン使用株とが一致してはじめて効果を発揮するが、今年度は、予想株と流行株とが一致しており、予防効果が期待された。しかし接種方式が強制から任意となりマスコミなどのインフルエンザワクチン不信を駆り立てる報道もあって接種率は著しく低下した。このため集団予防効果は期待出来ないにしても、個人防衛には十分役立つことが推測された。そこでM小学校におけるインフルエンザ流行の際みられたワクチン効果について、学級単位で、インフルエンザワクチン完全接種群と非接種群を比較したところ、前者の欠席率は低く、欠席人数も少ない傾向を示したことが判明した。インフルエンザに対する積極的予防法は現時点ではワクチン接種しかない。しかもワクチンは年々改良されており、稀有とはいえ、過去にみられたような重篤な副反応は現在では考えられず、流行株の予想確立も大巾に改善されていることから、インフルエンザワクチン効果を正しく評価しインフルエンザ大流行防止に備えたいものである。
2. 小児滲出性中耳炎10年間の長期検診成績 保谷市医師会 兼子 順男  
滲出性中耳炎は10年間の検診成績で、いずれの年度でも乳幼児に多発していた。ピークは0才～2才である。滲出性中耳炎は、このデータから言っても自然治癒はかなり見られると考えるが乳幼児の遷延化は1.5

年間罹患率も40～50%も有り、側頭骨の乳突洞の発育も制限され年長児における再発の繰り返しを招き、成人に於いてもなんらかの影響をもたらすのではないかと危がされている。長期の罹患は鼓膜の菲薄化をもたらし、更に進んで癒着性中耳炎から真珠腫性中耳炎へと進行する。問題は乳児時代は無自覚性であり両親が気が付かない点に有る。家庭保育児の1.5才児の検診で発見された滲出性中耳炎児においても親が知っていたのは僅かに1%に過ぎなかった。4～5才になって初めて親、廻りの大人から耳が遠いとか、動作がおかしいと指摘され、また自分で訴え始めることが出来る。その時点で医師を訪れ、滲出性中耳炎であることを知る場合が殆んどであるので、見掛けの頻度は4～5才がピークとされている。このような状態である以上耳鼻科の乳幼児検診は学童以上に必要があると考えている。

## 3. 勤務医のアンケート調査結果について

北多摩医師会 留高 照幸

対象勤務医をA：国立、公立、都立、共済  
B：社会福祉法人、財団法人、医療法人、医療法人社団  
その他の法人

C：個人

の3グループに分けて、20の設問で行っている。そのいくつかを紹介すると、

- a) あなたは開業医をどう思いますか。
- b) あなたが勤務している医療機関と周辺の開業医との関係は円滑に行っていますか。
- c) あなたが勤務している医療機関の将来はどうかと思えますか。
- d) 医師会はどういうものだと考えますか。
- e) 医師会は何をしたらよいと考えますか。
- f) 医師会加入についてご意見をお聞かせください。  
加入の意志がある 理由……  
加入の意志がない 理由……
- g) すでに医師会に入会されている先生に、

- お尋ねします。  
 入会の動機について……  
 会費の支払について……
- h) あなたの勤務している医療機関に定年性がありますか。
- i) あなたの定年後の計画についてお尋ねします。
- j) 定年後の就職について
4. 新宿区内診療所患者紹介状況調査について  
 新宿医師会 佐々木 正
- 1) 新宿区内 164 診療所の患者紹介状況調査を行った。
- 2) 昭和63年10月～12月の総紹介者数は 3,037 件、返信は 2,170 件で返信率は 71.5%である。1 診療所当りの紹介件数は平均 18.4 件である。
- 3) 紹介のうち入院治療を目的としたもの 13%、外来治療を目的としたもの 87%である。
- 4) 紹介先は会員の出身校、あるいは在籍した病院よりも近い医療機関が優先する傾向にある。
- 5) 区外病院への入院紹介が多い(32%)  
 原因は、区内大病院にすぐ入院出来ない。患者住所が区外にあること等によると考えられる。
- 6) 診療所間の紹介は 507 件、医師会健康センターへの紹介を合せると全体の 25%にあたり、会員相互の連携が密なことを示す。

5. 杉並区医師会員の意識調査に関するアンケート集計結果 杉並区医師会 赤沢敏子  
 61年12月に実施した調査とは同じ設問による会員の意識調査を63年9月に行った。会員総数 599 名 (A 会員 459、B 会員 130)、回答数 272 通、回答率 45.4%(前回は 56%) 回答者の内訳は年代別のみとし、1 年半後の意識の推移を追跡するのを目的としている。設問を大項目で紹介すると、
- |                 |      |
|-----------------|------|
| 1) 個人開業医について    | 9 問  |
| 2) 診療及び診療設備について | 10 問 |
| 3) 経営について       | 8 問  |
| 4) 医療制度について     | 5 問  |
| 5) 社会批判などについて   | 5 問  |
| 6) 医師会について      | 10 問 |
6. 医師会講演会及び展示会入場者等のアンケート調査 足立区医師会 米山 雅雄  
 足立区医師会の創立40周年講演会及び展示会で当日の入場医師会員及び一般の人々を含めてアンケート調査を行った。対象者は、医師会員 167 名、一般 36 名。設問は、当日行われた医学映画、一般映画、学術講演、特別講演、展示物について行った。

以上 6 名の演者により次々発表が行われたが、その内容は充実しており、各医師会共に調査に、あたられた方々の並々ならぬ努力のあとが、うかがわれた。尚発表された調査の資料は大嶽のところにあります。



## 東京都医師会学校医会第 13 回学校医大会講演 「21 世紀に向つての学校教育のあり方」

— 特に性教育にどう対応したらよいか —

東京都幼稚園・小・中・高等学校性教育研究会長

田能村 祐 麒

臨教審は教育改革に関する最終答申 (S62. 8) の中で、わが国は 21 世紀に向つて社会の成熟化への展開、情報中心の科学技術への転換、新しい国際化への移行の時期にさしかかっている。このため教育基本法に示された教育の目的を基礎にして、現段階では、

- ① 「ひろい心」「すこやかな体」「ゆたかな創造性」を育む。
- ② 「自由・自律」の精神の育成、「公共の精神」の強調、
- ③ 「世界の中の日本人」の育成を目標とする。またこれらの目標の実現のために、個

性尊重の原則、生涯学習体系への移行、変化への対応を教育の視点とすると述べている。

これらのことをふまえて、性教育にどう対応したらよいかを考えてみると、次のようなことがいえる。

### 1 性教育の概念や目標の明確化

これまでの性教育は、断片的な性知識の伝達にすぎないといった状況がみられたが、これからは児童、生徒の主体的な意志決定の能力を高めるために、

- ① 自己の性に対する認識
- ② 男女の人間関係に対する認識
- ③ その背景となる客観的条件の認識を深めさせるとともに、性に対する豊かな信条を養うようにする。

### 2 生涯学習の視点からの改善

ア. 教育内容の構造化……性に関する児童、生徒のニーズと社会的ニーズによって指導すべき内容を構造化し、その中核をとらえさせる。

イ. 教育の適時性……幼年期から、いつ頃、何を学ばせるかを具体的にし、児童、生徒の学習のレディネスを配慮した指導を展開する。

ウ. 性に関する自己教育力の育成……生涯にわたって自ら性に関する学習をしようとする態度や能力を育てる。

### 3 学校、家庭、地域関係機関との連携

生涯学習体系における学校の役割をふまえ、学校、家庭、地域関係機関との連携を緊密にする。

## 学校における性教育と学校医等の連携

はじめに

学校教育の現状をみると、児童・生徒に対する性教育の必要性を認識しながらも、研究、実践を怠っていたり、できずにいるところが多い。まだ学校や教師には、児童・生徒の性に対する指導、援助に限界がある。このため学校における性教育では、校医をはじめ地域における保健医療関係者等の連携がきわめて重要であるし、このことは生涯教育の理念からいっても重要な課題である。

そこでまず、学校教育の立場から、学校医を始め、保健医療の方々のご理解、ご協力をいただきたい事項について述べると次のようである。

### 1 学校における性教育とは

#### (1) 学校における性教育の目標

およそ学校における教育活動、目標やねらいが明確でなければならない。性教育の基本目標は次のようである。

- ① 男または女としての自己の認識を確かにさせる。
- ② 人間尊重、男女平等の精神に基づく男女の人間関係を築くことができるようにする。
- ③ 家庭や社会の一員として必要な人間

の性に関する基本的、基礎的事項を習得させる。

#### (2) 学校における性教育の内容

学校における性教育の内容は、児童・生徒のニーズと社会的ニーズから選択、組織される。

- ① 児童・生徒のニーズ……性に関する発達課題および児童、生徒の性意識、性行動の実態
- ② 社会的ニーズ……人間尊重の精神の徹底、社会の変遷にともなう男女関係の改善、性情報への対応、性の問題行動への対応等

### II 学校の教育機能と性教育の位置づけ

学校教育は、教科、道徳、特別活動によって編成される教育課程に基づいて展開される学習指導と学校における全教育活動を通しての個々の児童・生徒の個性、能力を伸ばししようとする生徒指導の二つの機能が統合されて成立している。

#### (1) 教育課程における性教育

教科、道徳における性に関する内容の発展的な取り扱い

#### (2) 特別活動における性教育

- ① 児童会、生徒会等……児童・生徒の

性的問題の自主的な解決に対する指導・援助

- ② 学級会……性に関するまとまりのある授業の展開
  - ③ 保健行事など……性に関する特別講話など
- (3) 生徒指導における性教育
- ① 全児童・生徒に対する積極的な性に関する指導
  - ② 個々の児童・生徒に対する性に関する指導・援助
  - ③ 性に関して特に指導を要する児童・生徒の指導・援助

(4) 性に関する相談活動

- ① 学級担任が行う性の相談
- ② 教育相談体制の中での性の相談
- ③ 養護教諭が行う性の相談

Ⅲ 学校と家庭との連携

(1) 性教育の授業について

- ・家庭における性の諸問題の把握
- ・家庭に対する性教育の啓蒙
- ・学校における性教育の連絡・公開など

(2) 個々の児童・生徒の問題に対する連携

- ・家庭や地域の状況把握
- ・学校の指導に対する協力
- ・校医、地域の保健医療関係者への紹介、連携など

(3) 学校保健委員会での連携

Ⅳ 学校と学校医などの連携

(1) 学校や教師に対する指導助言

- 学校が行う性教育の計画や実践に対する協力。
- 専門的な知識・教養の指導助言、参考書、教材・資料の紹介等
- 児童・生徒の性的実態、情報などの伝達。
- 性に関する指導の留意事項などの伝達。

(2) 児童・生徒に対する性教育の講話など

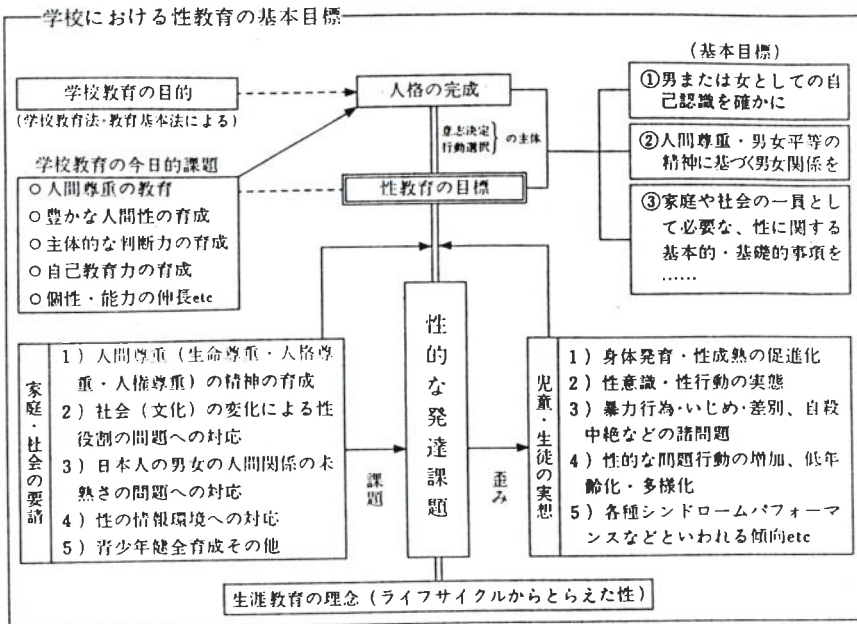
- 児童・生徒の学習に対するレディネスに留意する。
- ・学校は講話に先立ち、何を学ばせたいかを講師に連絡する。
- ・学校は事前指導によって、学習のレディネスをつくる。
- ・講話後、事後指導を行う
- 講話の内容について、学校における性教育との連携を図るようにする。

(3) 性に関する個別の相談・援助

① 生涯学習の立場から

児童・生徒が学校で学習したことを基礎にして、さらに性について学習する場が必要である。(保健所など)

② 児童・生徒や保護者の自主的な性の相談や診療



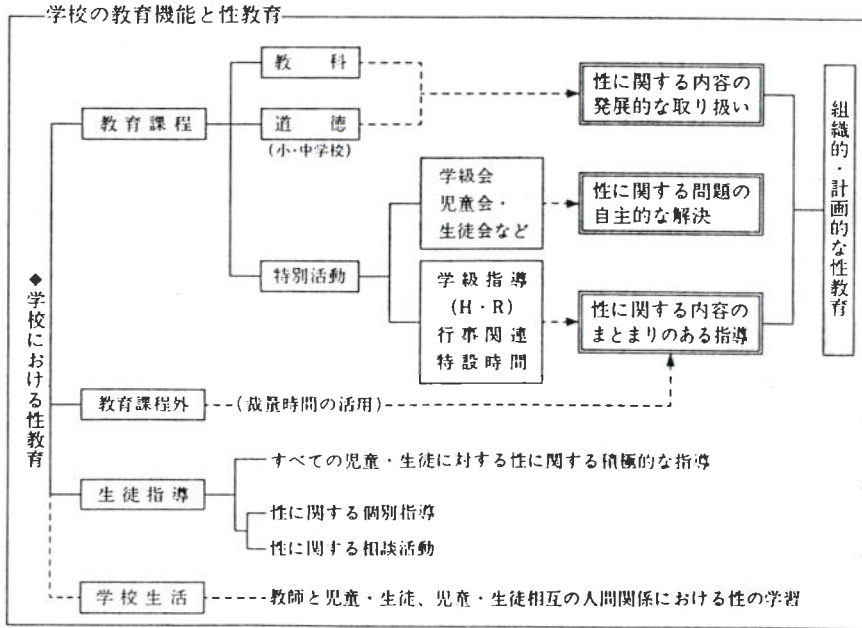


性の問題は、しゅう恥心や他をはばかりることから、相談や診療が遅れがちである。児童・生徒や父母が自主的に訪れやすい場が求められる。

③ 学校の紹介や依頼による性の相談や診療

性に関する特別に指導を要する児童

・生徒については、学校や教師の指導や援助に限界があり、医師への相談や依頼が必要であることは多い。この場合、学校の体制や教師に問題がある場合が少なくないため、学校と医師との連携をめぐる問題について検討する必要がある。



以上は、去る2月25日お茶の水・日仏会館で入手した講演要旨全文のプリントを転載したものです。

田能村先生は、長い間教師としての立派な足跡のある方だけに、子供たちに対する暖かい深い愛情がスピーチの合間に窺われ、久しぶりで爽やかな気分で会場をあとにしました。昨秋、長野市での全国学校保健研究会（福生市教育委員会より出張）出席の時も性教育に演題を絞って聴いてきただけに私にとってはインパクトが多々ありました。

昨今学校保健の現場では、性教育はじめ心の問題、スポーツ指導のありかた等様々な分野で学校医の協力や関与が叫ばれて居ります。日医は学校協力医制を提唱して現在の学校医の体制では対応できにくいとして産婦人科医、精神科医、整形外科医、皮膚科医の参加を呼び掛けています。既に福岡では、産婦人科医

の学校保健への参画を決め、岡山では学校医向けの性教育の手引発刊、とちぎ思春期問題研究会発足、その他学校精神保健研究会などあり、前橋市医師会では、全国初の会員全員学校医として注目を集めて居るそうです。

手前味噌で恥ずかしい話ですが、地元中学PTAブロックの要請で数回に亘り『思春期の性』をメインに話をしたところ、いずれの会場でも50～60名くらいの娘や息子をもつ母親達（父親は1割）が、真剣に耳を傾けてくれアンケートには子供達にも聞かせたかったと大半の人が答えています。多少の専門性を盛り込み、知識偏重でなく家庭医的な立場から親身になって子供たちのセクシュアリティに協力できればと思い、肩が凝らずに内容のある話のネタを今年また頼まれればと仮定して整理中です。 一校医 みちまたまきたつ

## 改正労働安全衛生法のあらまし

産業医部 井村 進一

「産業医名簿」を作成するため、産業医の先生方は「受持ち事業所」を西多摩医師会事務局までご報告下さい。

以下に、労働安全衛生法の改正点をまとめますが、原典は「改正労働安全衛生法のあらまし」というパンフレットです。

ご報告の際、同パンフレットを医師会事務局窓口でお受取り下さい。

### 記

改正法は昭和63年10月1日から施行され、一部は平成元年4月1日からの施行です。

◎印は、平成元年4月1日から、☆印は同10月1日から、施行されるものです。

◎Ⅰ 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、すべて安全衛生推進者または衛生推進者を選任しなければならない。

Ⅱ 衛生委員会（安全衛生委員会）の付議事項に、労働者の健康の保持増進が追加され、かつ同委員会構成員に産業医を加えねばならない。（規模50人以上の全業種）

Ⅲ 事業者は、Ⅰの被選任者等を教育し、または教育を受ける機会を与えるよう努力しなければならない。

☆Ⅳ 衛生管理者免許を第一種と第二種に分ける。

事業者は、有害業務と関連の薄い業種の事業場については、第二種衛生管理者免許を有する者のうちから衛生管理者を選任することが出来る。

◎Ⅴ 二人以上の安全管理者を選任する場合は、内一人を非専属者としてもよい。

Ⅵ 機械等及び化学物質に関する規制(略)

Ⅶ 作業環境測定結果の評価等(略)

Ⅷ 作業の管理(略)

Ⅸ 事業者は、従来の体育活動等に対する便宜供与等に加えて、健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置を、継続的かつ計画的に講ずるよう努力しなければならない。

X 建設業における労働災害防止対策の充実(略)

以上

(略)としたものは、産業医が従来型の知識として持っている事項の、時代に即応した変化形であるか、労働大臣又は労働基準局長の命令制度等です。



#####

## 地区医師会経理担当理事及び経理担当職員連絡会報告

経理部 大嶽 栄二

2月23日(木)お茶の水スクエアC館において表記連絡会が開催された。公認会計士出塚清治氏を講師に迎え「公益法人の税について」の、特別講演を拝聴した。法人税を含む国税から話は始まり、地方税迄概略について説明があり、公益法人が納付する法人税についての話があった。その中で、公益法人は収益事業を営む場合に限り法人税を納付する

義務があるということから、収益事業とはいかなるものか、又その種類にはどんなものがあるか、特に医師会に関係ある収益事業としての請負業(生命保険委託料等)、医療保健業(自治体委託事業料等)について詳しい説明が行われた。講演終了後、質疑応答があり記帳の基本的なことから消費税迄幅広く討論が行われた。

## 医師と救急隊員の初の「救急症例研究会」開かれる

西多摩地区救急業務連絡協議会

昨年9月9日「救急の日」に発足した西多摩地区救急業務連絡協議会（会長大聖病院々長宮川栄次）では、本年3月15日福生市の松林会館で発足以来初めての救急症例研究会を開いた。

参加したのは、救急病院の医師及び西多摩地区の福生・青梅・秋川・奥多摩の4消防署の救急隊員むと約50名で、まず最初に救急隊員が119番により現場にかけつけて、患者の容態を観察し、それに適応した救急処置を行い、救急医療施設に運んだ症例を発表し、これに対して救急隊員同志のディスカッションが行われ、さらにアドバイザーの医師（大聖病院宮川院長・公立阿佐留病院平沼副院長）から、その患者の院内経過及び救急隊員との意見交換など、医学的見地からの発表が行われた。

発表症例は、青梅消防署最上救急隊長の「完全房室ブロックによる重症者の取扱事例」、福生消防署中村救急隊員発表の「脳血管障害の疑いのある傷病者の取扱事例」、秋川消防署大野救急隊長発表の「呼吸・循環不全に陥った傷病者の救命処置事例」、奥多摩消防署中村救急隊長発表の「バイクで走行中転倒、胸部を受傷した傷病者の取扱事例」の4症例であった。

最後に宮川会長は、救急隊員の救急医学知識を高く評価するとともに、さらに、いろいろな疑問があったら速慮なく救急病院の医師に相談して欲しいと挨拶し、また、顧問を代表して、大井福生消防署長は、昨年1年間の東京消防庁の救急出場件数は36万4,902件に及び都民32人に1件の割合で救急車が出場していることになった。西多摩地区においても、8,979件となり最高件数を記録した。これら増大する救急要請に対応する救急隊員の苦労は大変であろうと思うが、とくに現場は、多数の人が集まり混乱状態となっていることが多いので、自分を失わずに冷静沈着に任務を遂行し、市民の生命の保護に当たってもらい

たいと講評し、会の締め括りとした。



### お知らせ

#### 63年度生涯教育申告書の提出

将来、家庭医の認定医・専門医制度が出来るかも知れず、その際には必ず「生涯教育終了書」が必要となります。わが医師会員で、年間50時位の学習をしていない先生はいない筈。詳細不要、学習時間だけで結構ですので、記入の上是非医師会事務局迄届けて下さい。

申告用紙：日本医師会雑誌3月15日号に綴込まれています。

申告書提出期日：平成元年4月15日迄に西多摩医師会事務局まで

申告書提出対象

1. 勤務医を含む日医会員
2. 年度途中に日医に加入し、本制度に途中から参加した会員
3. 日医未加入で本制度に参加した会員

(松原)

学術 東京都立衛生研究所におけるつつが虫病の検査方法

1. 検査依頼方法

都立衛生研究所(以下「都衛研」という)に依頼する場合には、別添「つつが虫病検査依頼書兼結果通知書」に必要事項を記入の上、検体と一諸に搬送のこと。

2. 間接蛍光抗体法(1F)(1検体1,600円)

(1) 一般検査

急性期及び回復期(発病後10日以上経過したもの)の血清を一組(組血清)として、比較判定することが原則である。

(2) 迅速検査

発病後5日以降の血清又は血液により判定する。

※採血の際、準備の都合があるので都衛研ウイルス研究科へ必ず一報のこと。

3. 採血量並びに血清所要量

(1) 血液

採血量 2~3ml

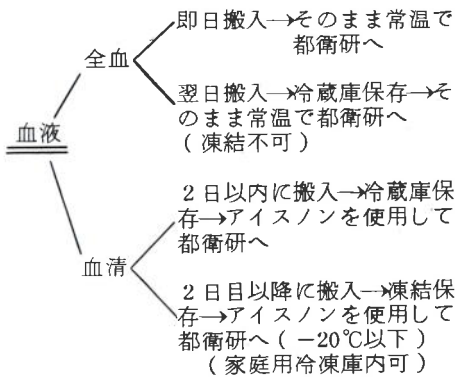
(2) 血清

所要量 1ml

(1)・(2)いずれか一方でよい

4. 検体の保管及び搬送

(1) 医療機関・保健所(島しょ地区を除く)



(2) 島しょ地区

血清分離を行う。保存については前記

(1)に準ずる。搬送方法は滅菌済採尿管

(請求あり次第、都衛研から郵送する)に吸い取り、封入後、都衛研ウイルス研究科へ郵送する。

5. 検査期日及び結果通知書の送付

(1) 一般検査

検査は原則として即日行うが、器材等の都合により3日~1週間位かかる場合もある。

結果通知書は保健所を経由して、検査依頼医療機関へ郵送する。(但し、特別区内の医療機関へは都衛研から直接郵送する)

(2) 迅速検査

検査は即日(所要時間約4時間)行う。

結果判明次第検査依頼医療機関へ直接都衛研から電話連絡する。

結果通知書は後日、保健所を経由して、郵送する。(但し、特別区内は都衛研が直接郵送する)

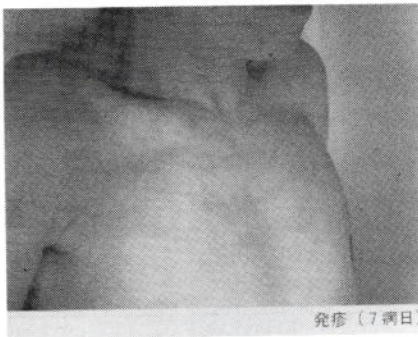
6. その他

都衛研では、上記の検査以外に補体結合反応(CF)検査を実施している。

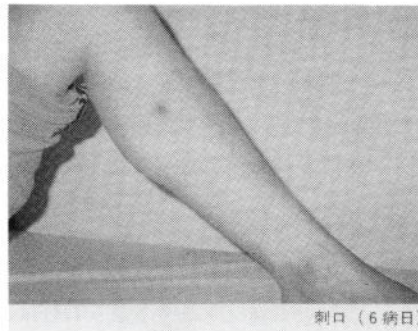
採血量は、前記3の採血量で可能(1F・CF共)である。

料金 1件(1株につき) 720円

株の種類	Karp	株
	Gilliam	株
	Kato	株



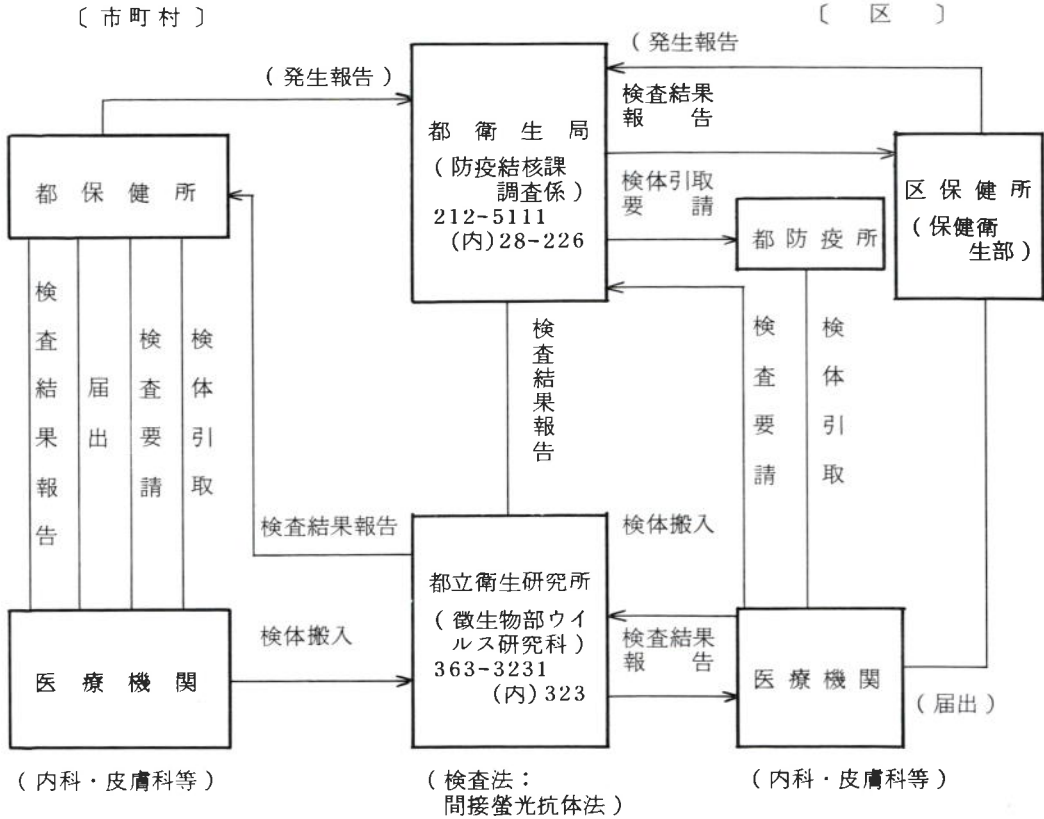
発疹(7病日)



刺口(6病日)



つつが虫病迅速検査体制等体系図



☆参考：つつが虫病は、伝染病予防法第3条の2に基づき届出伝染病となっているため、医師は患者をつつが虫病と診断したときは、24時間以内に患者の住所地の所轄保健所長に届出ることになっている。

(文責 林 實)

連絡先

管轄保健所予防課

東京都立衛生研究所ウイルス研究科 電話(363)3231 内線323

東京都衛生局公衆衛生部防疫結核課調査係 電話(212)5111

内線28 - 226

文芸

「四月の出足」

小泉新策

彼岸会に 遅々たる 気節も急に湧く  
桜前線 飛び去るが 如くに

春うららのどかに暖かく さわやけし  
野山の変化も じつと 見てたし

春かえると 云えば にかに活気湧く  
種々の行事 頭押しなり

リクルートの隠謀の 全貌あらはるる  
政界の恥部も 完備なきまで 露呈

政治とは 斯かるものかと 国民に  
知らしめて 改善の道 呈示出来るか

医療制度 改善なしたりと 公示すも  
果して改善か 改善でなきかも

「社会保険診療報酬」と云う言葉  
一部は基金のみ 一部は国保含めて

言論の定義の内容 確平たれ  
然らずは 見なし 法人 問題の火種

12345678901234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890

「健康診査の事後措置の把握について」

都医師会、公衆衛生委員会が答申

情報化社会の中で、亡人の健康に関する情報も長年月の間には可成りの量となる。母子保健法による乳幼児健診、学校保健法による健診・職場健診・住民健診、更には老健法による基本健診癌検診など沢山の情報を一体誰が管理すれば良いのか、切角貴重な情報も長い間には廃棄されたり、紛失したりしてしまう。そこで都医師会公衆衛生委員会は、行政の行う健診の事後措置として、健診結果の健康情報を誰かが管理して、必要な時に再度呼び出せるようには出来ないかを検討。プライバシー保護等の問題も含めて、医師会が管理するのが最適という所迄は委員に異論はなかったが、さて実際に管理するとなると莫大な資金と労力が必要となり、医師会ではとてもそんな能力はないということになり、結局個人についての情報は、健康についても個人が

管理するしかないというのが、委員会の結論であった。

(松原)

お知らせ

5月の保険請求書類提出日  
(4月診療分)

5月 8日(月)

— 正 午 迄 です —

## ブロックだより

## 保健福祉サービス調整会議について

本会議は、在宅サービスを担う保健、医療福祉等の関係者の連携を強化し、保健婦等の訪問活動を含めた、地域における在宅療養者の保健、福祉向上を図ることを目的として、各保健所単位で新に発足された。

福生保健所における構成メンバーは、早川予防課長を会長とし、保健所4名、市町村の保健衛生福祉担当者3名、医療関係として西多摩医師会代表、地域病院診療所医師及び看護婦等4名、福祉関係2名、その他2名の計15名程度とし、対象者として、高齢者、難病者、精神障害者、アルコール中毒、障害児等の内、在宅療養中の者としている。

具体的には、管内の対象者の中から数名を事例として呈示し、個々の問題点について検討を加える事としている。

第1回会議は63年12月26日に開かれ、木下保健所所長以下保健所職員及び、福生、羽村、瑞穂の1市2町の健康管理課長、福祉事務所長、福祉協会事務局長、福生、大聖両病院婦長、西多摩医師会代表（横田卓史）が出席し、発足についての主旨説明や、関係機関の協力

要請等が行われた。

第2回会議は元年2月27日に開かれ、横断麻痺にて在宅療養中の79歳男性について、医師、看護婦、栄養士、健康課職員、福祉事務所職員、ケースワーカー、ヘルパー等、実務者レベルで検討が行われた。

医師会より、主治医の立場から西村会長及び横田が出席した。

内容は、具体的な症例に関しての検討の他に、褥瘡等在宅療養の処置に使う衛生用品等を、行政支給に出さないか（西村会長）とか、在宅療養者の中には一定の主治医を持たない者も多く、訪問看護の際の指導に適切な助言が出来ないため、ぜひ地域のドクターに積極的に主治医になってほしい（訪問看護婦）等の意見が出された。

今後会議を重ねるにつれ、在宅療養に関する様々な問題が指摘されることと予想されるが、現場の声として、地域の医師会員への協力要請の声が大きい事を痛感した。

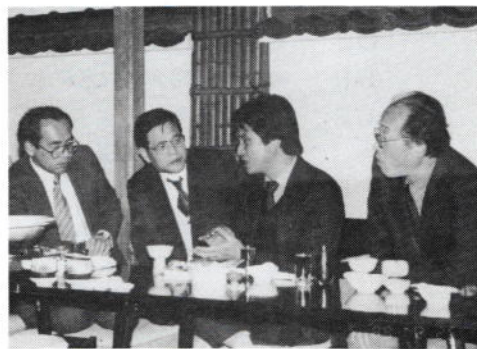
文責 横田 卓史

アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノハヒフヘホマミムメモヤユヨンアイウエオカキクケコサシスセソ

## 東部ブロック会開催さる

さる2月25日（土）東部ブロック会が福生「くほた」で開催された、20余名の会員の出席があったが、会はず官川先生の開会の辞に始まり、西村先生の挨拶、坂本先生の乾林の音頭でスタート、司会の渡辺先生よりブロックの休日準夜は昨年どうりの内容に決定し

たとの報告があり、次いで懇親会にはいった、余興には池田先生のマジックが一段と冴え、その手さばきの妙技に一同大いに感嘆し、9時も半ばをすぎた頃、大嶽先生の手締めで会はお開きになった。



- 全国土木建築国民健康保険組合の住所変更等について
- 平成元年度診療報酬請求書提出日一覧表
- 青梅市立総合病院CPC案内
- 診療報酬点数表選択届の提出について
- 会員名簿作成についてのごお願い
- 消費税転嫁に関連する診療報酬の改定について
- 医療機器センターが実施する臨床工学技士指定講習会開催案内について

- 昭和63年度医療法人設立認可説明会の開催について
- 日本鉄道共済組合の組合員証の更新及び請求先の変更について
- 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律の施行について
- 昭和63年度エイズ講習会の開催について
- 青梅市立総合病院3月分宿日直表
- 昭和63年度定時総会開催について
- 学術講演会開催案内

☆☆

## あ と が き

昨年暮には我々の願いも空しく税制改革関連6法案が、何らの抵抗もなく余りにもあっけなく国会を通過成立し、否が応でも医療の分野での税務に関して新たな対応が求められることとなった。医療税制5段階制の改廃、消費税の創設により医療関係者に及ぼす影響は真に甚大なものであり、特に社会保険診療報酬よりの総収入が5,000万円を超える該当者は、西多摩において、優にA会員の半数を越えているわけで、5段階制の改廃による動揺は計り知れぬものがある。大げさな言い方をすれば、死活の淵に立たされていると言っても過言ではないだろう。今後の申告方法の対応についても、頭の中で一応解ってはいても、どのような選択をしていったらよいか迷っているのが現状であろう。租税特別措置法第26条「社会保険診療報酬の所得計算の特例」の5段階のうちの1段階が廃止されたことは我々医療従事者にとっては城の外堀を埋められたことに等しい。政府としては、段階的に26条を廃止の方向に持っていくことを決定しているので、今回の法案の成立で、大きな難関を1つ跳び越したという感慨を持っていることであろう。幾つかのブロックに分け段階的に事を運べば、それに対しての抵抗する力も分散される形となる。即ち反対する側から見ても自分自身が、それに該当していなければ傍観者の立場をとり、あえて反対しないのが人情であろう。従って今回の法案成立にあたっての医師会側の対応が余りにも無策というか腑甲斐ないものであり、全く残念であっ

た。昭和63年も終り、年が明けてからも昭和天皇の大喪の礼、リクルート疑惑等明るい話題もなく、我々医療従事者にとっては、将に試練の年を迎えたといところなのであろうか。それにしてもこの時期での参院選に備えての大浜方楽後援会会員獲得運動は間が悪かった。我々医師会員の怒りの気持がそのまま会員獲得数として現われていると思ってよいだろう。

現編集委員会が医師会報を担当して早いもので1年近く経過しました。この間会員の先生方、役員の先生方、編集委員会の先生方より御指導、御協力をいただき、何とか毎月一応形のあるものを発行してまいりました。しかし編集者自身のみでみても、まだまだ物足りないし、反省すべき点ばかり目立っております。63年6月より表紙に西多摩各自治体の健康保健センターの写真飾り、同時に表紙の写真に合せて、各自治体毎に医師会長さん等に執筆していただき「市町村医師会紹介シリーズ」を掲載して参りました。最近では自治体と係り合う事業が多く市町村医師会の果す役割が益々重要視されてきております。このシリーズは先月号で、3市5町1村すべて終りましたがこのシリーズが何らかのお役にたてれば幸せだと考えております。これらの写真記事を掲載するにあたっては、各自治体の関係課長さん、各市町村医師会の会長さんをはじめ各先生方より絶大なご協力をいただいたことを、こゝに改めて感謝申し上げるものがあります。来月号からは表紙に各地の文化財



の写真を載せたいと考えておりますので宜敷くお願い致します。写真は医師会写真同好会の先生方に撮影していただく予定です。

読んで面白く又為になる会報作りを念願して編集の仕事についておりますので、どしど

しご寄稿下さるようお願い申し上げます。

良い物が出来るか否かは、原稿が集まるか否かに、かかっております。

(大嶽 栄二)



平成元年4月1日発行

発行所 (社) 西多摩医師会

東京都青梅市西分3-103

TEL (0428)23-2171(代)

会報編集委員 大嶽 栄二

石井好明 栗原琢磨 小林杏一

真鍋 勉 道又正達 百瀬眞一郎

横田 博 渡辺良友

印刷所 マスタ印刷 TEL (0428)22-3047

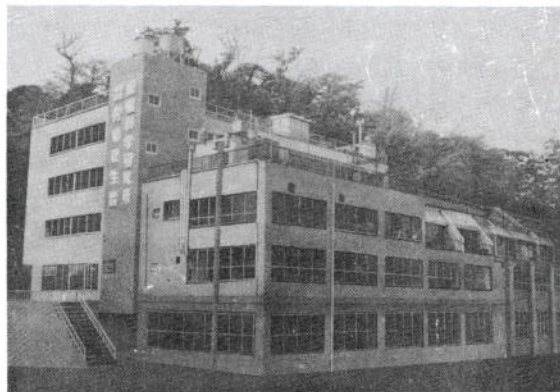
## 臨床検査センターの雄 保健科学研究所

横浜市保土ヶ谷区神戸町106

電話 045 (333) 1661 (大代表)

八王子市子安町3-17

電話 0426 (26) 2203・2204



- 総合臨床検査センターとして20余年間地域医療に貢献し、絶大な信頼を頂いています。
- 完全オンラインシステム化を実現致しました。(データ通信システム)
- 関係医療機関 約 3,500ヶ所
- 広範囲な検査内容
  - 内分秘学検査●免疫学検査●ウイルス検査●生化学検査●血清学検査●血液学検査
  - 病理組織検査●細胞診検査●重金属検査●水質検査

| 都川県の御得意先を毎日定期的に集配致します。御一報を御待ち致しています。